

女性差別撤廃委員会開催の予定

2022/02/04

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が2月7～25日に開催される。この会期では、ガボン、パナマ、セネガル、ウガンダ、ウズベキスタン、ペルー、レバノン、ドミニカ共和国の状況が審査される。女性差別撤廃条約の締約国(現在189か国)は、条約の実施状況について、委員会の審査を定期的に受けなければならない。委員会はすでに各国の報告書、NGOからの情報を受理しており、公開の会合で各国の女性の権利とジェンダー平等の状況を検討する。審査はハイブリッド形式で行われ、委員はジュネーブ国連本部またはバーチャルで出席する。公開の討論はライブ中継される(UN Web TV)。委員会は、世界中から選出された23名の独立の人権専門家から成り、彼らは政府の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。

強制失踪作業部会第 126 会期開催の予定

2022/02/04

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪作業部会第 126 会期が 2 月 7～11 日に開催される。この会期では 24 か国に関わる 300 件を超えるケースが検討される予定である。委員会は、強制失踪犠牲者の家族、政府代表、市民社会グループその他の関係者と具体的ケース、構造的問題、強制失踪に関わる課題を討議する。また、強制失踪宣言の実施の障壁に関わる情報、例えば、逆行的な法律・実行、強制失踪ケースへの対処、特に真実・正義の分野における組織的懈怠についても検討を行う。さらに、2022 年、2023 年の各国訪問、強制失踪宣言 30 周年特別事業などの内部事項と今後の活動についても討議を行う。加えて、非政府主体による失踪、強制失踪と最新技術との関わりなどの問題も討議される予定である。作業部会は、失踪者の安否と所在の確認において家族を支援し、家族と関係政府との架け橋となるために 1980 年に設立された。

女性差別撤廃委員会第 81 会期開幕

2022/02/07

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 81 会期が開幕した。今会期では、ガボン、パナマ、セネガル、ウガンダ、ウズベキスタン、ペルー、レバノン、ドミニカ共和国の報告書が審査される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、8 か国の報告書審査により、パンデミックにより増え続ける滞留報告書に対処すると述べた。また、アフガニスタンの女性・少女に関する特別報告書を昨年 8 月に要請したことについて、同国全土で社会的・経済的・政治的分野からの女性の排除が続き、労働もほぼ禁止されている中、要請は適切であったと述べた。さらに、国連児童基金の報告では、同国で学校に通うことができない子ども 420 万人のうち 60%が少女であること、貧困、飢え、劣化する公共サービス・医療により、国民全てが前例のない規模の人道危機に直面していることに言及した。議長は、ジュネーブ国連本部で会期を再開できたことに喜びを表した。

子どもの権利委員会 第13回締約国会合

2022/02/10

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会は第13回非公式締約国会合を開催し、COVID-19パンデミックによる定期報告書審査の滞留、予測可能な審査スケジュールの重要性を討議した。開会にあたり発言した大谷美紀子委員長は次のように述べた。「パンデミックにおける多くの深刻な問題にも関わらず、委員会は子どものための任務を遂行し、活動を継続している。今会期では8か国の報告書を審査、デジタル環境に関わる子どもの権利に関する一般的意見25号を採択した。加えて、子どもの権利と環境、特に気候変動を重視した新たな一般的意見の起草を開始した。パンデミックの最大の悪影響を受けているのは締約国の定期報告書の審査であり、滞留報告書は78に上っている。また、3月には武力紛争への子どもの関与、子どもの売買・買売春・ポルノに関する2つの選択議定書の20周年を祝う2つのイベントが予定されている。」

非自発的・強制失踪作業部会第 126 会期閉幕

2022/02/11

国連人権高等弁務官事務所

非自発的・強制失踪作業部会第 126 会期が閉幕した。今会期中に作業部会は、緊急行動手続に基づいて、アゼルバイジャン、バングラデシュ、エジプト、ケニア、レバノン、リビア、パキスタン、ロシア、サウジアラビアに関する 17 件を検討した。また、緊急行動手続以外の新たに報告されたケースを含む、23 か国に関わる 727 件も検討した。さらに、委員会の即時介入書簡・一般的主張・緊急アピールに対する多くの政府からの回答を検討した。加えて、新たな一般的主張を採択し、ウクライナ訪問に関する勧告のフォローアップ報告書、最新技術と強制失踪に関する新たなテーマ別報告書、強制失踪宣言 30 周年を記念する見直し調査を含めた多くのプロジェクトの進捗状況を討議した。今年の訪問予定国であるキプロスとケニアについても討議した。

子どもの権利委員会第 89 会期閉幕

2022/02/11

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 89 会期が閉幕した。今会期ではマダガスカルとオランダの報告書の審査が行われた。また、13 件の個人通報について決定が下され、6 件が権利侵害あり、1 件が受理可能、6 件が審理不継続となった。さらに、調査手続等に関する活動方法が引き続き討議され、中間フォローアップ手続を伴う 8 年間の予想可能な報告書審査スケジュール、簡略化された報告手続について合意がなされた。加えて、昨年 9 月に行われた、代替的な監護における子どもに関する一般討議の報告書が検討され、また、子どもと環境、特に気候変動を重視した一般的意見草案についても作業が行われた。第 90 会期は 5 月 3 日～6 月 3 日に開催され、報告書審査の対象となる締約国は後日公表される。子どもの権利条約の締約国は現在 196 か国、武力紛争への子どもの関与、子どもの売買等、個人通報に関する選択議定書の批准国は、それぞれ 172 か国、177 か国、48 か国である。

子ども兵士反対国際デーに向けて共同声明

2022/02/11

国連人権高等弁務官事務所

2月12日の子ども兵士の利用に反対する国際デーに向けて、子どもの権利委員会と子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。172か国が批准する、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書(OPAC)は、18歳未満の者を戦闘のために徴集しないことを確約するものである。2005年以降の重大な権利侵害のあった武力紛争の3分の1で、紛争当事者が子どもを徴集・利用し、戦闘行為を含む敵対行為に参加した子どもは9万3,000人以上に上る。2020年には8,500人以上の子どもが武装勢力に徴集され、その85%にあたる少年が前線に立ち、少女も清掃員、性奴隷、子ども花嫁などとして利用された。解放された子どものための社会復帰プログラム、徴集の根本原因への対策、サバイバーへの資金提供が不可欠である。各国政府に対し、OPACを批准し、武装勢力による子どもの徴集を中止・防止・処罰することを確約するよう求める。

社会権規約委員会開催の予定

2022/02/11

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が2月14日～3月4日に開催される。この会期では、コンゴ民主共和国、ベラルーシ、チェコ、セルビア、ウズベキスタン、バーレーンの状況が審査される。これら6か国を含む社会権規約の締約国(現在171か国)は、規約の実施状況について委員会の審査を定期的を受けなければならない。委員会はすでに各国の報告書とNGOからの情報を受理しており、会期では6か国の代表と広範な問題を討議する。委員はジュネーブ国連本部での対面またはZoomでのバーチャルで参加し、審査はハイブリッド形式で行われる。全ての公開の討論はライブ中継される(UN Web TV)。社会権規約委員会は締約国の規約の遵守を監視する機関である。世界中から選出された、18名の独立の国際的な人権専門家から成り、彼らは各国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。

社会権規約委員会第 71 会期開幕

2022/02/14

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 71 会期が開幕した。今会期では、コンゴ民主共和国、ベラルーシ、チェコ、セルビア、ウズベキスタン、バーレーンの報告書が審査される。開会の挨拶をした人権高等弁務官事務所の代表は、COVID-19 により世界が複合的危機にさらされ、構造的で深刻化する不平等が続いている中、委員会は過去 2 年間に、パンデミックによる問題に対処する各国を支援するためのガイダンス、パンデミックに抵抗するための措置を示してきたと述べた。委員会はまた、土地と社会権規約に関する一般的意見を起草中であり、持続可能な開発と社会権規約に関する今後の一般的意見について協議を進めていることに言及した。さらに、第 33 回条約機関議長会議では、予測可能な報告書審査スケジュールの作成、条約機関の協調の継続、効率性を高めるためのデジタルへの移行等の問題が取り上げられたことを報告した。委員長は、健康に関する一般的意見を直ちに検討する必要性を訴えた。

人権理事会諮問委員会開催の予定

2022/02/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 27 会期が 2 月 21～25 日に開催される。今会期では、気候保護のための最新技術が人権享受に与える影響と、人種的正義・平等の向上の 2 つの新たなテーマが討議され、それぞれに関する報告書の起草グループが設置される。報告書は人権理事会第 54 会期(2023 年 9～10 月)に提出される予定である。また、活動方法や調査テーマの提案についても討議が行われる。24 日には、人権理事会議長団、地域コーディネーターと非公開の会合が開かれる予定である。COVID-19 パンデミックの現状から、委員らはジュネーブ国連本部で、または Zoom でのバーチャルで参加し、会期はハイブリッド形式で行われる。諮問委員会は人権理事会のシンクタンクとして 2008 年に設立された。人権理事会の要請に従い、研究報告や調査に基づいた助言を提供し、会期を年に 2 回開く。18 名の独立の専門家で構成され、中井伊都子さんも 2022 年までの任期で委員を務めている。

プラスチックの流れに対する条約を求める共同声明

2022/02/22

国連人権高等弁務官事務所

国連環境総会(UNEA)が2月28日～3月2日に開催されるのを前にして、2名の特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。プラスチックは様々な人権に対する世界的な脅威である。UNEAはプラスチックに関する法的拘束力のある合意に向けて交渉を開始すべきである。世界的なプラスチック危機は廃棄の問題であるだけでなく、化石燃料の採掘・輸送、プラスチック製造中の有害物質の排出、プラスチックに加えられた有害化学物質への曝露、大量廃棄されたプラスチック・マイクロプラスチックの誤った管理が含まれる。プラスチックに関する条約はこうした循環の全ての段階に対処するものでなければならない。新たな条約は、人権基準、情報へのアクセスの保障、プラスチックに関する政策の企画・実施や条約の策定への国民の参加、救済へのアクセスを組み込み、事前警告、防止、汚染者負担、世代間の公平と無差別等の基本原則を含むべきである。

開発金融機関に人権侵害救済の取組みを求める報告書

2022/02/23

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所が報告書を公表した。内容は以下のとおり。開発金融機関(DFIs)は自身が融資するプロジェクトによって人々が害されることがないようにし、DFIs とそのクライアントは全ての被害者が利用できる効果的な救済を確保すべきである。DFIs が支援する取組みはしばしば個人やコミュニティに社会的・環境的な悪影響をもたらし、多くの被害者は救済にアクセスすることができない。DFIs はリスクを評価し、デューデリジェンスを実施し、悪影響に対処すべきである。DFIs が融資するクライアントと各国政府もまた、これらの点に関して、人権を尊重し責任を果たさなければならない。救済に対するより一層強い確約と積極的で確固たる取組みによって、DFIs は人権侵害を回避し、評価・評判の低下を最小化し、変化する国民の期待や責任ある商慣行に合致することができるであろう。救済に関する DFIs のリーダーシップや実例が今こそ必要である。

人権理事会開催の予定

2022/02/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 49 会期が 2 月 28 日～4 月 1 日にハイブリッド形式で開催される。開会にあたり、事務総長、総会議長、人権高等弁務官等が演説を行う。今会期では、30 以上の人権専門家・グループから提示される 100 を超える報告書が検討され、COVID-19 パンデミックによる人権状況を含む、およそ 50 か国の状況と 40 のテーマが取り上げられる。パネルディスカッション等で討議される問題は、国連での人権の主流化への普遍的参加、COVID-19 パンデミック中とその後の脆弱な人々の人権の保護における技術協力、子どもの権利と家族再統合、COVID-19 ワクチンへのアクセス、統計とデータ収集を中心とした障害者の権利、COVID-19 に関する公共政策等である。また、“人種主義反対の行動を求める声” というテーマの下で人種差別の問題も討議される。さらに、13 か国に関する普遍的定期的審査の結果文書も討議される。

人権理事会諮問委員会第 27 会期閉幕

2022/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 27 会期が閉幕した。今期期で諮問委員会は、人権理事会から委任された新たな 2 つのテーマ、①気候保護のための最新技術が人権享受に与える影響、②人種的正義・平等の向上に関する研究に着手し、以下のように決定した。①について、報告書起草グループを設置、起草グループは第 28 会期までにセミナーを開催する可能性を検討し、第 28 会期に報告書の素案を提出すること、関係者に 4 月 29 日までに報告書のための情報提供を求めること。②について、起草グループを設置、起草グループは第 28 会期までにセミナーを開催する可能性を検討し、第 28 会期に報告書の素案を提出すること。また、理事会に以下の新たな調査テーマを提案すると決定した。①学問の自由と自由なデータ流通の保護：パンデミックからの教訓、②ニューロテクノロジーの人権への関わりの評価：神経の権利の承認に向けて、③軍事分野における最先端技術と人権、④パンデミックとジェンダー平等への影響：将来のための教訓。第 28 会期は 8 月 8～12 日に開催される。

人権理事会第 49 会期開幕

2022/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 49 会期が開幕した。理事会は、ウクライナから要請のあった緊急討論「ロシア侵攻によるウクライナの人権状況」について投票を行い、賛成 29、反対 5、棄権 13 で緊急討論を行うと決議した。開会の挨拶をした総会議長は、人権なくして持続可能な平和・開発は存在しないのであり、全ての理事国とオブザーバーに対し理事会での発言で集団的責任感を失わないよう求めた。事務総長は、ウクライナでのロシアの軍事活動の拡大が人権侵害の激化を招いており、ウクライナ人権監視団は活動を継続し、人道機関は活動をさらに強化するであろうと述べた。人権高等弁務官は、ウクライナに対する軍事攻撃が無数の命を危険にさらしており、高等弁務官の記録では、2 月 24 日朝から 27 日夜までに民間人 406 人が被害を受け、そのうち 7 人の子どもを含む 102 人が死亡、304 人が負傷していると述べた。

人権理事会 ハイレベルセグメント始まる

2022/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合でハイレベルセグメントを開始し、5か国の首脳と14か国の閣僚が演説を行った。発言者は、世界的なCOVID-19パンデミックに直面する中で人権を維持することの重要性を強調した。パンデミックは、ワクチンへの普遍的アクセスの欠如を含め、全ての国の国民に健康面・経済面で被害を与えており、人権の促進を阻んでいると指摘した。また、ウクライナで加熱する紛争を取り上げ、暴力の中止、加盟国の民主的統治を尊重することの必要性を訴え、最優先されるべきは民間人の保護の必要性であり、その中核は人権の維持であると主張した。この他の優先事項は、人権はジェンダー、教育、デジタル、社会的権利等の幅広い分野を含むと認めることであるとし、これらの権利を根付かせるためには、国の特徴と状況の漸進的構築と強化、これらに配慮することが必要であると述べた。

人権理事会ハイレベルセグメント 21 か国高官が演説

2022/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合のハイレベルセグメントでは、21 か国の高官が演説を行った。発言者は、ウクライナで続く危機について、この危機はウクライナ国民だけでなく、欧州と地球全体の安全に破壊的な影響をもたらすこと、ロシアの軍事攻撃は明確な侵略行為、ウクライナの主権と領土の保全の明白な侵害、国際法違反であり、ルールに基づく世界秩序を重大な危険に晒すことなどを主張した。そして、この紛争の人道的側面は重大な懸念事項であり、各国政府は人道支援とともにウクライナとその国民に対する支持を誓約していると述べた。COVID-19 について発言者は、パンデミックは脆弱で周縁化されたグループに一層のダメージをもたらしており、国際社会はこれらの困窮している人々の保護に断固とした態度で臨まなければならないと述べた。この他、地球温暖化、エネルギー危機、汚染、異常気象等の問題が容認できない人類の不平等をもたらすこと等が主張された。

自由権規約委員会第 134 会期開幕

2022/02/28

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 134 会期が開幕した。今会期では、自由権規約の実施状況に関するボリビア、カンボジア、イラク、イスラエル、カタール、ロシアの報告書の審査が行われる。開会の挨拶を行った議長は、今会期がおおよそ 2 年ぶりに対面で開催されることに喜びを表しつつ、欧州東部の事態を認め、困難な状況の中で今会期は開催されると述べた。人権高等弁務官事務所の代表は、事務総長の報告書「我々共通のアジェンダ」の中で、前進には公開プロセスへの一層の参加と法の支配のための新たなビジョンが必要であると提案されており、この点で委員会が進める活動は有用であると述べた。また、高等弁務官が条約機関議長と、予測可能な報告書審査スケジュール、活動方法の調和・デジタル化等を話し合ったことを報告した。個人通報作業部会議長は、22 か国に関わる 33 件の通報が審理され、19 件が規約違反、1 件が違反なし、10 件が受理不能、3 件が未決となったと報告した。

人権理事会 人権の主流化に関するハイレベルパネル

2022/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、人権の主流化に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。この討議は、後発開発途上国(LDC)・小島嶼開発途上国(SIDS)の人権理事会活動への参加を支援するための技術支援信託基金 10 周年を記念して行われた。国連総会議長は、国連加盟国の 40%を占める LDC・SIDS が人権理事会の活動に参加することによって、それらの国々の優先事項と懸念事項が理解・反映されるのであり、これまでに信託基金の支援で 72 か国の 172 名の政府高官が理事会の定例会期に参加することができたと述べた。人権高等弁務官は、COVID-19 パンデミックによる制約にもかかわらず、信託基金は昨年、設立以来最多の 19 名の高官の参加を支援したと報告した。討議で発言者は、デジタル技術が参加増大と包摂性構築のために利用されるべきであること、参加のためのアクセスと機会が特に女性・少女に提供されるべきであること等を主張した。